

ヒアリング調査からみた 法人化の進捗状況

今年3月、佐賀市のすべての集落営農組織に対し、集落営農の現状把握のヒアリング（法人化の方向性をどう考えるか？進捗状況を確認するもの）を実施しました。

目指す法人の形態を尋ねたところ、図1に示すとおり①現状の集落営農組織がそのまま単独で法人化しようとするところが最も多く42%でした。次いで④近隣組織と統合や⑤カントリー等の広域範囲で統合して法人化を希望している組織が多く、それぞれ20%、15%ありました。

また、旧市町別にまとめる、図2に示すとおり、旧佐賀市と久保田は単独での設立、大和は広域での統合、川副は単独及び近隣での統合、東与賀は近隣や広域での統合が多いという結果でした。

④近隣組織と統合や⑤カントリー等の広域範囲で統合を希望している理由は、「高齢化等により構成員が減少し、リーダー！」

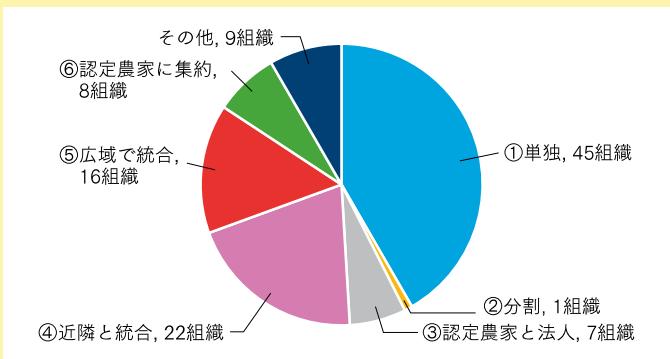


図1 佐賀市における集落営農が目指す法人の形態

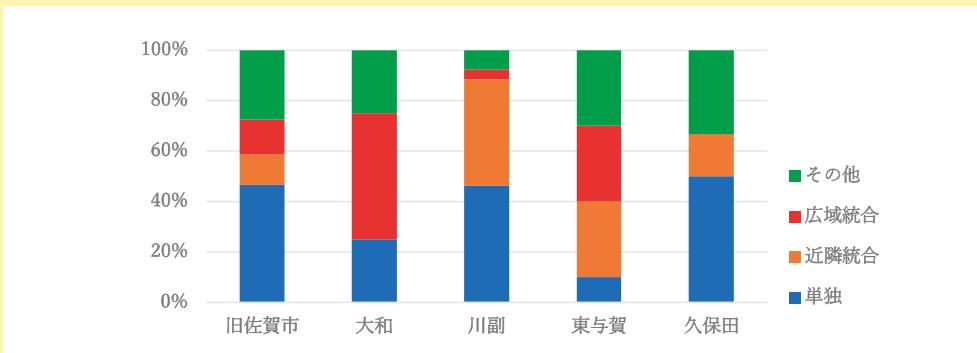


図2 旧市町別集計結果

役員等の人材がいない」といったことや「経理事務への不安」といったことからでした。指導機関では、今回のヒアリング結果を基に、地域にあつた支援をしていくこととしています。



法人設立時に活用できる支援事業の紹介

法人を設立する際には、専門家の相談費用や事務用品の購入経費など、様々な経費がかかります。負担を軽減することができる2つの支援事業をご紹介します。

①農業経営法人化支援事業（国庫）

定款作成等への40万円の定額助成です。「さが農業経営相談所（H30年7月以降開所予定で、開所前は県の再生協議会で40万円を上限に支援します）」で経営相談・診断を行った集落営農組織等に対する支援です。

②集落営農組織法人化推進事業（県単）

営農組織あたり70万円上限（補助率1/2以内）で、法人設立初期のかかり増し経費に対する補助を行います。補助対象経費は、専門家への相談費用、パソコン等事務用品の購入費用、草刈機等の共同利用機械の購入、事務所や倉庫の整備などに使用できます。

まずは、各市役所の農政担当課にご相談ください。